

通告5番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行いたいと思います。市当局の誠意ある答弁を求めたいと思います。

それでは、6点にわたって行うわけではありますが、第1点について行います。

今年度7月の豪雨、それから台風20号、21号による被害についてであります。

この被害についてですが、東日本大震災を教訓にして、各自治体は地震や津波、集中豪雨のハード・ソフト面を含めた総合的な防災対策に力が注がれております。近年、地球温暖化により自然災害の発生率が高まり、その規模も年々厳しくなっており、特に過去に例を見ない局地的に集中豪雨が各地に甚大な被害をもたらしており、高度な防災対策が求められていると思っております。

気象庁は、全体的な異常気象を起こすと言われている中で、岩出市においても過去の歴史から検証して、公園の湧水や河川の氾濫、家屋や田畑の浸水被害等々、大きな被害が過去の歴史に生じております。

しかし、岩出市は、なかんづく環境のよさから、自然災害に関する危機意識というものが少し弱い状況にあるのではないかと思っております。ここに防災対策の難しさがあるというように思っております。人間は自分のところには災害は起きないであろうと思込みがあるのでしょうか。ここに重大な弱点があるのであります。

私たちは防災の取り組みをもって身近なものとして、自助、共助の大切さを取り組みの核に据えて、過去の経験を生かし、各地区に合った訓練をしていく必要性があるというふうに思っております。

さきの豪雨、台風20号、21号による被害も多く発生をしております。そこで、岩出市の基本的な考えをまずお聞きをしたいと思います。

1番目に、今回の台風関連の水害、市道への影響、補修、改修の箇所はあったのかどうか。さらに、岩出市内においては、ブルーシートに囲まれている家屋が非常に多くあり、それに対する罹災証明書をどのようなシステムで運営をされ、市民の皆さんにこの手続等についてどうなっているのか。現在の被災証明書の請求件数についてもご答弁をいただきたいと思っております。

2番目に、これらの集中豪雨や台風による災害の中で、広島豪雨のように、土砂災害が非常に人命に大きな影響を与えるという観点から、土砂災害防止法の規定によって指定されている現状、岩出市の現状はどのようにされているのか。また、土砂災害危険箇所について、市民への啓発なり表示は実際されているのかどうか。さ

らに、紀の川の河川及び市内河川水害マップの市民への啓発であります。これについて、どのような形で市民への周知徹底をしているのか、再度お聞きをしたいと思います。

3番目に、避難行動要支援名簿の登録制度の現状と推進についてであります。

この避難行動要支援名簿の定義について、今、さきの議員から質問があり、市の答弁では1,600人余りが登録されているということをお聞きしましたが、避難行動要支援者の枠組み、これについて、岩出市で何名がこの該当するというように把握をされているのか。その中から登録制度が発生していると思うんですけども、その率についても答弁をいただきたいと思います。

それから、避難所における空調設備の現状について、避難箇所が、さきの台風のとき、避難準備、避難勧告に合わせて行動をとられたわけではありますが、避難所における空調設備、これは寒いときも暑いときも発生する可能性があるわけですから、空調設備の現状はどのようになっているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、平成30年7月豪雨、台風20号、21号による被害について、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目、水害の市道への影響・補修・改修の箇所はどうかについてですが、平成30年7月豪雨では、市道の冠水箇所は、吉田地区で2カ所で通行どめを行いました。国道24号アンダーパスは冠水してございません。

なお、市道境谷相谷線、境谷地区で、道路上部の個人所有地の山林から土砂流入が発生し、落石防止ネットの破損がありましたので、土砂の搬出及び落石防止ネットの補修工事を行いました。

また、市道押川根来線、経塚団地等におきまして、泥水入りや枝葉の散乱があり、路面清掃等を行いました。

なお、農地の畦畔崩落や土砂流入による農地災害が4カ所発生しております。

次に、台風20号ですが、国道24号アンダーパスも含め、市道の冠水はありませんでした。

なお、広域農道、市道押川根来線、市道船戸山崎線、大宮神社付近等において、枝葉の散乱のため路面清掃を行いました。

また、市内各所でカーブミラー等が破損し、建てかえを行っております。カー

ブミラーの破損は6本でございます。

次に、台風21号ですが、国道24号アンダーパスも含め、市道の冠水はありませんでした。

なお、市道境谷相谷線、境谷地区において、道路に接する個人所有地の山林から倒木により斜面が崩壊し、通行どめをしていましたが、倒木の伐採除去や大型土のう等の設置により、現在、応急に通行できる状態であります。

並行して、斜面の安全確保のため、土木災害の申請の準備に取り組んでおります。

一般的に、国庫補助の災害復旧事業については、被災後、現地調査、測量、設計を実施し、災害の申請を行い、被災から約2カ月後に国の査定があり、被災箇所の工事費が決定します。その後、工事発注を行い、施工業者が決まり次第、工事着手となります。迂回路がない通行どめ箇所など、直ちに解除する応急的な工事、例えば、倒木や土砂の除去、土のうの設置なども国庫補助の対象となります。

災害復旧工事とならない場合は、通常の維持管理の中で対応していくこととなります。例えば、路面にある枝葉の除去や側溝の土砂搬出などがございます。

次に、市道安上赤垣内線、山崎神社北側と市道船戸山崎線、山崎地区では、倒木により電力・通信事業者の架線に影響があり、大部分を除去しましたが、まだ危険な状態であるため、現在も通行規制をしております。

復旧時期を事業者にお問い合わせしたところ、停電等の地区を優先していたことがおこなわれている原因とのことですが、迂回路は確保してございます。

その他倒木や枝葉の散乱が、市道押川根来線、市道根来川尻線、広域農道、市道野上野清水線や紀泉台地区、根来地区、岡田地区、中島地区、森地区等で21カ所発生し、除去を完了してございます。

また、個人所有の倉庫等が市道へ4カ所で倒壊し、通行規制を行っていましたが、全て撤去していただいております。

電力・通信関連では、市道金屋上中島線では電柱が倒壊し、市道中島13号線では電線が垂れ下がった状態で、通行どめしていましたが、現在は復旧してございます。

カーブミラー等の支柱破損につきましては、市内全域で発生しており、部材が届き次第、復旧作業を行っております。カーブミラーにつきましては、各地区で20本になります。

次に2点目、土砂災害防止法の規定により指定の現状はどうかの1つ目、土砂災害危険箇所について、市民への周知・表示はどうか、及び2つ目、紀の川河川及び市内河川水害マップの市民への周知はどうかについて、一括してお答えいたします。

岩出市には、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所指定されております。そのうち土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域となっております。

市民への危険周知につきましては、現在、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、職員が説明を行っているところです。また、岩出市防災マニュアルを平成27年3月に作成し、全戸配布したが、新たに岩出市に転入された世帯に配布するとともに、岩出市ウェブサイトからは、和歌山土砂災害マップにリンクを張り、掲載しております。また、今年度中に防災マニュアルの改正及び全戸配布を予定しております。過去に平成26年広報10月号にも掲載し、周知を行ってございます。

土砂災害危険区域内への啓発看板設置については、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、指定を行った和歌山県に問い合わせたところ、啓発の看板について、現時点で設置予定はありませんと伺っております。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の1番目、平成30年7月豪雨、台風20号、21号による被害について、お答えいたします。

1点目の水害の市道への影響・補修・改修の個所はどうか。ということの中での罹災証明のことについてですが、罹災証明の発行については総務課のほうで対応しております。罹災証明の申請・交付状況ですが、9月13日現在で、平成30年7月豪雨によるものが1件、台風20号によるものが4件交付しております。また、台風21号によるものについては103件申請受理し、53件交付を行っております。罹災証明の交付申請や固定資産税の減免等については、市ウェブサイトにて周知を行っております。

次に、避難所の空調設備についてですが、市立体育館、市民総合体育館の格技場及びロビー、各小中学校及び那賀高等学校の体育館等には空調設備はございません。夏の時期の対応につきましては、今後の課題と考えております。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 3点目、避難行動要支援者名簿の登録制度の現状と推進はどうかについて、通告に従い、お答えをいたします。

玉田議員のご質問にもお答えしたとおり、本市では、避難行動要支援者に該当す

る方全ての登録を行い、定期的に更新をしております。平成30年9月1日現在、全ての該当者1,654名中377名の方が消防等への名簿提供に同意をされており、現在は個別支援計画作成を希望する方々に関しましても、順次作成を進めているところです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、水害とあわせて台風による今回の強風ですね。水害については、あんまり雨量がなく、非常に風の強さ、これは近年にないものになったと、私は認識をしております。

そこで、この連絡体制というんですか、例えば、道路上における倒木があった場合に、市民からの通報なり、岩出市への連絡体制、それから、それに対して早期に倒木の撤去をするという行動がとられると思うんですが、それらについて適切であったのかどうか、それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、アンダーパスとか、そこら辺については問題なかったということですが、今後も台風に関連して、雨量が多いということが発生するというふうに思いますので、アンダーパスのところについては、特に注意が必要ではないかというふうに思っております。それに対する対応等について、具体的にお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、罹災証明書の件なんですが、罹災証明書については、今、報告がありました。罹災証明書を求めていく場合に、どのような流れで、システムで被害を受けた家屋等について、岩出市に申請をする際、写真を掲載して、それを持ってくるのか。それとも、それに基づいて、岩出市が調査員を派遣して、この家屋については、半壊だと、全壊だと、一部破損だという認定のとり方をされると思うんですけども、そこら辺について、どのような形で、現在、運用されているのか。なかんずく、罹災証明書、何をという市民も中にはおられます。こういう人たちに対して、親切に、丁寧に対応していくということが求められるんじゃないかと思うんですが、これらについてお聞きをしたいと思います。

それから、土砂災害防止法の規定についてですが、現在、岩出市においても山間部、北と南の山に関係する土砂災害、これについては、今後も集中豪雨によって路面が崩れると。そして、多くの被害が発生するという可能性はないとは言えません。特に中央構造線に向かって地震が走っているこの根来周辺の山、北山については、

特に注意が必要だということもありますし、風水害によって起きる可能性というの
はあります。ここらについては市民啓発に資するために、以前から私は終始徹底す
ると同時に、こういう危険箇所については、ここの部分については日常的に見て知
るということが大切ではないかというふうに思っております。

今、事業部長のほうからそういうものについては、県に問い合わせしたところ、
土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われる部分については表示しないでいい
んだと、表示しないというような形の答弁をいただきましたが、一歩進めて、それ
によって日常的な認知度も上がりますし、そういうことが起こり得るであろうとい
うことで、事前に避難行動がとれるということになりますので、それについて、再
度お聞きをしたいと思えます。

それから、水害マップの件であります、紀の川と、それから、この貴志川線の
合流地点、これについては春日川の逆流とか、過去に岡田地区の浸水という災害も
発生をしております。吉田地区初め、春日川、根来川、住吉川のこの天井川と言わ
れている川についても、市民の皆さんには、特に日常的にこういう水害が発生する
状況にあるということを認識をしていただくということが非常に大切ではないかとい
うふうに思うわけでありましたが、ここら辺について、どのような方針で、この
問題について解決をしていこうとするのか。

それから、水害のところ、紀の川市の上流である吉野川、これには大迫ダムと
大滝ダムが設置をされております。個人的な問題になるんですが、私のふるさと愛
媛県大洲では、肱川が今回大きく氾濫をして、上流にあるダムの放水によって、今
まで私が聞いたことのない現状の中で、大洲市内の多くの浸水が発生をしたとい
うことが言われております。放流のタイミングによって、下流における水害というの
は、これは甚大な被害が発生をするという教訓のもとに、岩出市においても、この
上流における大滝ダム、それから大迫ダムの放流、ここら辺について、岩出市とそ
こら辺の国土交通省とのつながり、影響、事前に通知を受けるシステムが構築され
ているのか、これが一番大切な問題であろうと思うんです。

紀の川の氾濫が、堤防がオーバーフローしますと、大きな中島・吉田地区初め旧
町においても、被害が発生するということを考えておく必要があると、私は考え
ておりますので、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、3番目の避難行動要支援の名簿についてであります、生活福祉部長
のほうから1,540名と言われましたか、この避難行動要支援者名簿のその1,540名と
いうのは、どういう人たちを対象にしているのか。障害者手帳で確認をしているの

か、それとも日常的に要介護支援者1級から5級あるわけですが、要介護者を含んでいるのか、それとも独居老人で、そういう人たちの人数も含めて、岩出市においては、もとの数字が1,540だということなのですが、私はこれ以上に現存としてあるのではないだろうかというふうに思うわけでありますが、もとの数字の把握の仕方、登録制度に至る現状について、再度お聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えします。

倒木等の情報のことなんですけども、今回の台風につきましては、すごい暴風が吹きましたので、通常であれば職員が巡回しているんですけども、危険を伴う強風でございましたので、職員のパトロールはいたしておりません。風が一段落ついた時点で、各地区に状況把握をしております。

したがいまして、倒木とか、そういう件につきましては、職員が見つけた場合は通報によるものもございします。

それと、アンダーパスに関してですけれども、アンダーパスは、以前、水没事故等ございましたので、市としましては、イの一番で巡視しております。台風とか、そんなに限らず、ゲリラ豪雨のときにつきましても巡視しております。

それと、紀の川関連につきましてですけれども、現在、大滝ダムにつきまして、利水ダムになってございますので、調整をしていただいております。上流にある大迫ダムは農業用の干害用なんですけども、それにつきましては、県のホームページであるとか、国交省のホームページで、逐一放流状況を監視しているんですけども、国土交通省のほうからもファクスで、何立米流してますよとかいう通報はいただいております。

それと、水害対策についてですけれども、紀の川頭首工上流部にあります岡田地区、溝川地区、山崎地区の浸水対策に対応して、国土交通省のほうで実施しております。紀の川狭窄対策事業を実施していただいております。平成28年度から岩出頭首工付近に拡幅水路を整備するとともに、堰上流部の河道掘削をする事業で、平成32年度完成予定と聞いてございます。

それと、紀の川に生えてございます樹木の伐採につきましては、以前から和歌山河川国道事務所に要請してございます。去年から山崎かんがい排水路の下流から実施していただいております。また、本年、平成30年1月26日に開催された紀の川流域における浸水対策検討会の中で、市長から事務所長に対し、平成29年10月、昨年

の21号台風による紀の川増水に伴い、岩出橋下流域のしゅんせつも要望してまいります。

土砂災害警戒区域の看板の設置についてですけれども、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に伴う標識の設置は、法律上求められておりませんので、現在、実施する計画はございません。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

罹災証明書の申請の流れについて説明させていただきます。

まず、被災された方から市町村の窓口へ罹災証明の申請がありましたら、被害状況の調査ということで、被害の程度、全壊、大規模半壊、半壊、それについては調査を行って、判定を行って、罹災証明書の交付を行うというのが一連の流れです。

実際には、市民の方からどういうふうな手続をすればよいかという問い合わせがあった場合は、まずは現場の写真を撮ってくださいということで説明をしております。それと、その後、保険会社と、どういうことで使われるかということも、あらかじめ、その時点で確認をして対応するという形で行っております。

写真を用意していただくだけで、罹災証明が出る場合もありますが、大規模な場合は、必ず被害の程度は職員が調査をして、罹災証明の交付を行うと、そういう流れになってございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者、把握できているのかという主旨でございます。避難行動要支援者と申しますのは、在宅におられる方で、例えば、要介護3から5認定されている方、身体障害者手帳1級・2級を所持されている方、療育手帳であればAを持っておられる方、精神の手帳でしたら1級・2級を持たれておられる方などの方々ということになります。

それぞれ手帳なり、介護認定に関しましては、担当課のほうで把握をしておりますので、それに基づいて名簿を整備しておるところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁をいただきました。いずれにしても、こういう災害が発生した場合については、敏速、丁寧に市民に説明をしていただいて、具体的な行動、支援ができるような体制を早期に構築をしていただきたい。

それと、避難要支援者の行動のどこなんですが、これ、前から私も一般質問の中で質問してきているんですが、今回の風水害の風の強いときには、市内のマイク放送が、風が強い関係もありますから、事前に窓も閉めるし、雨戸も閉めるという状態の中で、マイク放送されて、避難準備、避難してくださいという形で呼びかけても聞こえないというのが現状になっております。ここら辺についても、今後、改善する余地があるのではないかと思うんですが、これについて、この台風関係の質問を終わりたいと思いますが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

避難情報の伝達方法についてのご質問だったと思います。市内放送だけでは聞こえないというようなケースもあるということですが、市といたしましては、市内放送、安心・安全メール、それと緊急速報及びエリアメールと和歌山県防災メール、テレビ和歌山あんぜん情報24時、テレビなどを利用して情報発信をしております。考えられる全ての情報発信をその時点ではさせていただいているというふうに考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えをいたします。

避難が必要な際の伝達方法についてでございます。例えば、最も情報伝達が難しい聴覚障害者の方々には、メールやファクスなどの方法により、担当課から避難準備情報などの情報発信を必要に応じて実施しているところであります。今後も障害の種別に応じて必要と考えられる支援を実施してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、小中学校における学習環境の改善について、質問をさせていただきます。

昨今、トイレの洋式化というのは、現在では至極当たり前の状況になりつつあると考えております。従来でのトイレの用足しは不可能であり、学校では我慢をして、自宅に帰るまで辛抱すると言っている生徒や子供たちがいることを聞いております。

また、岩出市の将来を担う児童や生徒のためにも、ことしほど外気温が高いのは異常であり、今後も地球温暖化により、この傾向が続くものと言えます。

政府は、2019年の夏までに全ての公立小学校のクーラーを設置する方針を固め、その財源を含めて補正予算案を秋の臨時国会に提出すると言われております。関係者によりますと、政府は2019年の夏までに全ての公立小学校にクーラーを設置するため、秋に臨時国会に補正予算を提出してということで方針を固めたと報道されております。

小中学校へのクーラーの設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は、喫緊の課題だとして設置を急ぐ方針であります。現在、公立小中学校へのクーラー設置は、都道府県により差がある状態で、政府は補正予算を活用して、ばらつきを解消したいという構えであります。

これについて、岩出市の方針、これをまずお聞きをしたいと思えます。

これについては、各学校の洋式トイレの現状について、それから総個数と個数及び洋式トイレの割合の比率はどうなっているのか。

それから、冷暖房の早期設置についてどう考えているのか。これは保育所も含む点であります、これについてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、3番目に、これはある父兄の方からいただいた生理中のプールの強制はないのかの問題であります。娘は、その日、ちょうど生理1日目、休んじやいけないんだと我慢してプールに入った。次の水泳は月経量が多い日が当たっておったので、どうしても入りたくないと母親に相談、母親は休ませたということでありませぬ。この生徒は生理痛が重いため、母親が事情を書いた手紙を学校に提出し、休んだと言われておりますが、本人の意思を尊重するという立場から、これは非常に大切な課題だというふうに思っております。

生理中のプールに関して、保護者からの指摘について、2つあるんですが、生理中にプールに入るとは医学的に問題はないか、それから、2番目に、プールに入ることが半強制となっていないかとの問題についてであります。

現在、岩出市の教育委員会、学校におけるプール授業について、どういう現状にあるのか、これについて、まずお聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の小中学校における学習環境の改善について、お答えいたします。

1点目の各学校の洋式トイレの現状についてですが、平成30年8月末現在、各小中学校洋式トイレの設置率は、学校別に申し上げますと、岩出小学校で、便器53の

うち洋式は23、43.4%、山崎小学校64のうち洋式36で56.3%、根来小学校で38のうち洋式は23で60.5%、上岩出小学校で59のうち洋式30、50.8%、山崎北小学校で72のうち洋式は36で、50%、中央小学校で64のうち洋式は22で34.4%、岩出中学校で69のうち洋式は20で29.0%、岩出第二中学校で87のうち洋式は21で24.1%となっておりまして、総数では506のうち洋式は211、洋式化率は41.7%となっております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、国の補助金が採択されれば、平成31年度で山崎小学校のトイレ改修を行ってまいります。

2点目の冷暖房の早期設置についてであります。小学校では、岩出小学校15室、山崎小学校27室、山崎北小学校22室、根来小学校18室、上岩出小学校14室、中央小学校17室の計114室、中学校では、岩出中学校26室、岩出第二中学校25室の計51室、小中学校合計で166室、全ての普通教室に空調設備を設置してまいります。

なお、国においては、秋の臨時国会に2,400億円の補正予算を提案するというところでございますが、現状は、まだ何も決定していないということでございます。学校施設につきましては、ほかにも多額の費用を要する事業もあり、また、市事業とのバランスも考慮しながら進めていく必要があると考えてございます。

設置スケジュールにつきましては、先ほど山本議員のご質問にもお答えいたしました。補助金の採択が決定していない状況の中で、具体的なお答えはできませんが、可能な限り早期設置に取り組んでまいります。

なお、保育所につきましては、全保育所に設置済みとなっております。

3点目、生理中のプール授業についてであります。女子児童生徒が生理中にプール授業を強制することはございません。全学校におきまして、生理中にかかわらず、体調不良の場合は、プールカードや連絡帳にて届け出をしていただくようになってございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各学校のトイレ洋式なんですけども、これについては全体では41.7%という、小中学校合わせてですね。この数字については、今後どういうスケジュールで、平成31年度については今言われましたが、それ以外の小中学校についてのスケジュール、設置方針ですね、こちら辺について、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ちょっと抜けたんですが、事前の打ち合わせでは、体育館についてな

んですけども、これについて答弁が、私、最初発言してなかった関係で、答弁がなかったと思うんですが、これについて手持ちの資料があれば答弁をいただきたいと思えます。

それから、冷暖房の早期設置については、私、これ既に近隣の和歌山市と紀の川市、これは既に完備をしておるんですよね。この紀の川市と和歌山市に入っている間に存在する岩出市だけが、取り組みがおくれているというのが実態やと思うんですね。ここら辺については、早く他の市町村に追いつき、追い越すぐらいの整備計画を持って、敏速に、早期に対応をすべきだというふうに考えておりますので、補助金の関係もあろうかと思えますが、補助金がなくても設置をしているところもあるわけですから、その予算内で早期に実現をするという姿勢をお聞かせください。

それから、生理中のプールの問題であります、強制がないということなんですが、これは最近、初潮が早くなって、中学校だけじゃなくして、小学校においてもこういう関連が発生をしているということも言われております。強制はないと言っても、休んだら、あの子、生理中やなというような捉え方をするし、内申書にプールでの授業について影響を与えることがないのかどうか、それを極力私は思うんですが、そういうことのないという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

先ほど、洋式トイレの数字申し上げました。これは体育館も含めた数字でございます。

それから、全体41.7%で、今後のスケジュールということですけども、現在のところ、平成31年度、山崎小学校ですか、こちらに設置をする予定ということでございます。41.7%から、今後の目標値ということにつきましては、現在のところ、まだ想定はしてございません。

それから、空調設備、早急にということでございますが、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、プールの関係ですが、各学校では、女子の児童生徒の体調管理、これ注意を払うように指示をしているところでございますが、体調が悪いときは、授業を休みたいということをそれぞれ担当の先生にしっかりと意思表示をしていただくように伝えていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (12時00分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和議員、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、3番目の質問をさせていただきます。

身体障害者の雇用の問題についてであります。

障害者の雇用、旗振り役の重大な不正ということで、あきれた不祥事が、中央省庁で40年以上にわたって雇用する障害者の数を水増ししていたと。国は率先して障害者の働く場所を確保して広げることが責務であったはずであります。旗振り役の役所が、逆に信頼を裏切って、この事態について、障害者雇用促進法は、差別を禁止し、障害者の就労を広げるための国や自治体、企業に、一定割合以上の障害者の雇用を義務づけているのであります。

原則として、身体障害者手帳などを持つ人がその対象者であります。法定雇用率を達成できない民間の企業では、納付金を徴収する対応を求めるのに、手本となるべき省庁は、厚生労働省に報告をするだけで、実態把握が不十分な状態の中で、早急にこれを調べて公表すべきだと言われております。

働く障害者は年々ふえ、50万人を迫り、企業の半数が法定の雇用率を達成をしております。ことし4月から雇用率がさらに引き上げられ、精神障害者も対象に加え、さらに就労拡大に取り組むことが重要な時期に来ております。

企業や障害者の信頼を失うことは避けなければなりません。省庁での雇用が進まない理由に、拘束時間が長いことや国会対応など突発的な業務が多いことが指摘されております。それから出産などでやめてしまうから女性入学者を制限している東京医科大の発想も同じ発想であります。

肝心なのは、誰でも能力を生かし、働ける環境の整備であります。障害者以外にも家族の介護や闘病しながら懸命に働く人がおります。ふえる高齢者も長く働き続

けられるような職場が求められているのであります。

政府は、働き方改革を掲げながら、言っていることとやっていることが違っているのであります。

そこで、岩出市の基本的な考えを質問させていただきます。

私は、2016年の平成26年6月議会において、障害者就労施設への物品等の購入等初め岩出市の雇用率及び雇用者数を質問させていただきました。その際、法定数は、平成26年6月1日現在、4名であり、実質雇用率は2.46%で、達成しているとのことでありました。その後の年度別雇用者数と雇用率はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、これらの雇用率の現状については、事前に言うておりますが、市役所、教育委員会、一部事務組合及び市内の民間企業についても尋ねたいと思います。

それから、これらの岩出市の雇用実態について、一部では手帳を持たない対象者の参入が計算の中に入れられたと言われておりますが、岩出市では障害者手帳に基づいて、障害者雇用率、雇用者数を算出しているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、4番目に、行政として、法の遵守、ガバナンスを初めとしたこれらの啓発について、今後どのようにしていこうとしているのか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の3番目、身体障害者雇用についての1点目から4点ありましたけれども、ついて順次お答えしていきます。

まず1点目、障害者雇用促進法に定めている雇用率の現状について、お答えいたします。

岩出市の雇用率と人数ですが、平成30年6月1日現在で2.10%で3名おります。平成29年は2.06%で3名です。平成28年は2.11%で3名です。平成27年は1.42%で2名です。

それと、対象職員が40人未満の職場については、雇用率から計算しますと、雇用必要数が1名未満となり、対象となりません。教育委員会は、これに該当しますので、当該法の対象とはなってございません。

一部事務組合についてですが、問い合わせたところ、公立那賀病院では1.74%で3人と聞いております。

那賀消防組合については、消防吏員が障害者雇用の職員数から、計算上ですけど

も、職員数から除外されるため、先ほどの教育委員会と同様に、雇用率から計算しますと、雇用必要数が1名未満となり、対象となりません。

市内の民間企業の雇用率は、和歌山公共職業安定所に確認したところ、平成29年6月で13企業あり、企業全体の総数で2.46%であったと聞いております。

次に、手帳を持たない対象者の参入はないかについて、お答えいたします。

対象者については、手帳のある者のみを参入しており、手帳を持たない対象者の参入はございません。

最後に、行政としての法の遵守、啓発はどうしているのかについて、お答えいたします。

現在、市では、今回の改正に伴う法定雇用率の上昇により、障害者の雇用者数を満たしておりません。公的機関として障害者雇用を進めるべき立場にありますので、法定雇用率を満たすよう進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁いただきました。現在、教育委員会及び消防組合、これらについては該当しないということであります。今回明らかになった和歌山県下の学校、教育委員会、それから警務課、県庁においても、この法定雇用率を満たしていないという実態の中で、今、総務部長のほうから答弁がありましたが、市長、これだけ重要な問題について、市長として、雇用率を満たしていないことに対する責任、どのように感じておられるのか。

過去の平成26年、4人で2.46%、それから、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、2.5%に地方自治体も引き上げられたということでもあります。これに対する市の最高責任者である市長は、身体障害者雇用について、どのような所見を持ち、岩出市民に対して遺憾の意を表すのかどうか、これについてお答えください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問に対して、お答えをいたします。

まず、今申し上げられることは、法定雇用率、満たすよう努めてまいります。ただ、これ法定数が改正されるまでは満たしておったんですけど、その時点で、改正された時点で満たすことができなくなって、それが期中であったということは1つ大きな原因であります。

今後、法定雇用率の確保を満たすようにしていきます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで、何も反省はないというのは、遺憾であるとも言わないし、期中であったんで当たり前やというような感覚でおられること自体が、私は理解できないんでありますが、率直に身体障害者を雇用することが、現在満たしてないということでもありますから、これについては率直に謝罪をして、早急に雇用者数を満たしていくという姿勢が基本になればなりません。

そこで、岩出市内にある民間企業、今、13社と言われましたか、これについてはどういう形で調査をして、実績というのをつかんでおられるのか。さらに、民間企業に対する岩出市としての対応、これは県の指導もあると思うんですが、労働省の管轄になると思うんですけども、総務省との絡みも出てきますが、当然、岩出市内の民間企業における雇用者数の実態というものを正確に把握をして、啓発、岩出市からの文書発行なり、指導をやはりすべきだという思いはあるんですけども、これについてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問について、お答えします。

市内民間企業の雇用率については、所管官庁である和歌山公共職業安定所に問い合わせているところでございます。

それと、市として雇用率未達成の企業への対応はどうかということですが、障害者雇用促進法の所管官庁は和歌山公共職業安定所となりますので、市では実施してございません。また、和歌山公共職業安定所から求められたら協力してまいります。

それから、行政としての啓発はどうしているのかにつきましては、市では商工会を通じまして、毎年度、事業支援の人権研修会を行っており、今年度は和歌山公共職業安定所の職員を講師にお迎えし、「公正な採用選考をめざして」と題し、研修を行っております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。

那賀病院の労働違反は、明らかに法遵守をすべき一部事務組合であることは許さ

れません。紀の川市と岩出市により組織されたものであり、傍観すべきではないと
思っております。

過去から指摘した事項について、その後、改善されてきているのか。岩出市の基
本的な考えをお聞きをしたいと思えます。

36協定違反の超過勤務は改善しているのかどうか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態についてのご質
問ですが、再三申し上げているとおり、本来は市がお答えすべきものではございま
せんが、通告がありましたので、那賀病院に聞き取りした内容をお答えさせていた
だきます。

前回の議会答弁で、本年5月、橋本労働基準監督署より是正勧告書及び指導票の
通知があったと答弁いたしました。通知翌月の6月の超過勤務においては、36協定
を超える事例はなかったと聞いております。また、その旨を橋本労働基準監督署に
報告し、是正されたとの承認を受けたと聞いております

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、生活福祉部長が、那賀病院については答弁することはないんだとい
う話でありました。

そこで、過去、私は、この岩出議会において、一部事務組合に関して議員が質問
したことがあります。過去から調査をしますと、平成21年第3回議会、それから平
成25年の第4回議会、平成27年の第3回議会、平成28年の第3回議会において、こ
れらの質問を那賀病院に関して質問をした議事録がここにあります。

ここの中には、今、私がこの問題を取り上げる以前には、一部事務組合の問題に
ついては答弁することはできないと、すべきでないと、答弁する必要性はないんだ
と言われて、前提をつけて、聞いたことを答弁されました。過去の一般質問の中
には、市長も担当部長もこの問題について、そういう前提条件は一言もつけてない
んです。一言もつけてないんですよ。なぜ、私がこの一部組合、那賀病院の問題に
ついて、超過勤務の大批判をついて質問したときに、そういう前提条件をつけるのか。
それはどういう理由で部長はそういうことを言うのか。岩出市はそういう答弁をす
るのか。

まず、那賀病院の医療体制、中芝市長として、那賀病院における今後の改善面は

どのような認識を持ち、対応しようとしているのか、中核病院である那賀病院をどのように現状改善をしていくのか、医師の確保についてどうしていくのか、それから奨学金制度を設けてやっていくことをすべきじゃないかとか。それから、過去の質問については、こういうことの議論があり、那賀病院に女性の医師、女性の検査技師によるがん検診の日の設置をすべきではないか。それから、那賀病院のインフルエンザ対策について、那賀病院については新型インフルエンザについて対処方法は、こういうふうな質問のときには、一度も、一言も、今言われているような一部事務組合の那賀病院について答弁することはないんだ言いながら、過去にはやっているわけですよ。

なぜ、私がこの超過勤務の問題を取り上げて、明らかに法律に抵触していることに対して、そういう答弁をするのか、その理由をここで明らかにしてください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として議会を持ち、運営がなされております。那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院の経営事務組合の議会で議論されるべきもので、岩出市議会でなされるべきものではございません。

なお、那賀病院、地域の中核的医療機関という位置づけになっておりますので、地域の医療体制等に関しましては、過去の議会でご答弁をさせていただいたこともあるかと思いますが、この問題に関しましては、病院の運営に関することとございますので、今申し上げたとおりでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長がご答弁いただきましたが、運営と管理とはどう違うんですか。運営と管理。運営というのは、この事業主体が事業をやっている。それが運営でしょう。運営の中には、管理も当然入るわけですよ。その運営が正しくやられているかどうか。これを設立団体である一部事務組合の紀の川市と岩出市は、それにコメントをできないんですか。少なくとも市民の税金が3億から4億つぎ込んでおるんです。つぎ込んでいる団体が法に抵触をしていることについて、この岩出議会で質問

ができない、そういう理屈は、私は通らないと思うんですよ。

率直にそれを受けて、岩出市としては改善をしていくという、その先頭に立つべきだと思うんですが、そういう立場に立たないということなのか、これはやむを得んのだと。那賀病院のそういう労働実態については、ノータッチだというスタンスで、今後もそういうスタンスをとることが、道義的に許されるのかと。法律として、今言われましたが、私は責任団体である岩出市と紀の川市が共同でその問題点を解決をしていく、その姿勢がなければ、那賀病院の運営管理、これは前進しないと思うんです

再度ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、那賀病院は当地域の中核的な医療機関でございますから、医療体制、医療の提供体制に関しての那賀病院のご質問等にはお答えできるとは思いますが、那賀病院の運営に関することに関しましては、公立那賀病院経営事務組合の議会で議論されるべきもので、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問されましても、那賀病院の運営に関することについては、この場でお答えするものではないと考えております。何度も何度も申し上げているとおりでございます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

ただいま生活福祉部長が答弁したとおりであります。組合議会でそのような質問があれば、管理者である紀の川市長及び那賀病院経営事務組合担当者とともに協議を行い、答弁をいたします。

なお、那賀病院の質問につきましては、岩出市議会から2名の議員さんが選出されております。今後、組合議会議員に質問の内容を託すなど、よろしく願いをいたします。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立についてであります。

受動喫煙法が成立して、防止を義務化し、2020年の4月、全面施行がされようとしております。多くの人が使う施設で喫煙を規制する改正健康増進法が、18日、参議院の本会議で与党などの賛成多数で可決・成立しました。全ての人に罰則つきで、禁煙場所での喫煙を禁じ、これまで努力義務だった同法の受動喫煙防止を義務化する。これは東京五輪・パラリンピック前の2020年4月に全面施行すると言われております。

不十分なところはありますが、一定の前進であろうと思います。改正法は、望まない受動喫煙をなくすことが目的であり、住宅や旅館、ホテルの客室を除く全ての施設や公共交通機関が対象となります。学校や病院、行政機関は、敷地全体を禁煙として、受動喫煙が起きない野外の決められた場所でしか喫煙できなくなります。

その他の施設では、屋内に喫煙専用室を設けることはできるが、国が定める基準を満たす必要があります。ただ、飲食店では、例外的に経過措置を設け、客室面積が100平方メートル以下であれば、個人または中小企業の附属店などが喫煙を認めております。

厚生労働省の試算では、禁煙の規制対象となる飲食店は、全国で約45%、先月成立した東京都の受動喫煙防止条例では84%が対象となり、国より規制が厳しい状況になっております。

一方、喫煙できる部屋への20歳未満の立ち入りは禁じられ、新規店は、規模にかかわらず規制対象になるため、長期的に一定の歯どめになると期待されております。

改正法では、急速に普及している加熱式たばこも対象になり、ただ、健康影響が解明として、葉巻たばこよりも規制が緩く、加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食ができるとされております。

こうした準備期間を考慮して、敷地内禁煙の学校や病院、行政機関は、来年の夏ごろから屋内禁煙の飲食店など、2020年4月へと段階的に始まります。

そこで、岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

病院、行政等の全面的な屋内禁煙が盛り込まれましたが、岩出市では今後どのように対応していくのか。北出入り口にある施設はどうするのか。

2番目に、現在も学校内においては、禁煙が当たり前になっていると思いますが、現状と今後の対策を求めたいと思います。

これらのスケジュールについて、再度、岩出市の計画をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質問の5番目、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法成立の1点目、病院、行政機関の全面的な屋内禁煙が盛り込まれたが、岩出市の対策はどうかということについて、お答えいたします。

健康増進法の一部が改正されたことに伴い、今後、施設等の類型及び場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、望まない受動喫煙の防止措置が段階的に施行されます。行政機関の施行については、現在のところ、法律の公布後1年6カ月以内に、政令で定める日というふうになっていることから、岩出市としましては、それまでに適切に対処するよう準備を進めてまいります。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 学校内の禁煙対策について、お答えいたします。

学校内の禁煙対策につきましては、平成14年4月1日から県内公立学校の敷地内をノースモーキングエリアとする和歌山県教育委員会からの学校敷地内の禁煙についてという通知を受け、岩出市内全小中学校で敷地内を禁煙としてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 施行されるまでには、岩出市内における関係する機関、これについては全て法に従って、法を守ってやっていくというふうに理解をさせていただきたいと思います。

それから、総務部長は答弁ありませんでしたが、現在、北から入っている入り口に喫煙室というのが置かれておりますが、当然、これについては撤去されるというふうに理解してよろしいのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、学校内で、私の聞く範囲で質問させていただきますと、学校の先生も喫煙されている先生はおられます。こういう人たちは、現在どこでやっているのかなど。校外へ出て喫煙をしているという理解でいいのか。学校内で勤務中については全て禁煙で、耐え忍んで、学校から出たら喫煙をするということなのか。生徒の中で聞きますと、いや、吸うとるよ。隠れてするんだと。ああ、そうだという話も聞いたことあるんですね。実際に言われていることとやっていることとは違うんじゃないかなと思うんですが、そういうことのないように、これはやっぱりやるべきではないかなと。

私は、喫煙したらだめとは言っていないんですよ。私はたばこ吸いませんから、たばこの煙には非常に敏感でありますけども、しかし、人に害を与える現状の中においては、やはり決められたルールで、決められたところで喫煙をしていくと。

岩出市役所の中もそうなのですが、南庁舎とあそこの入り口のところの一角で、今、職員の皆さんは喫煙をしております。あれ、ここ通ったときに、何でたばこのにおいするのかなと思ったら、あそこへ皆出てきて、勤務中に喫煙をされているんですよ。これは、やはり問題があるなと思っておるんですが、その対処方法についてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でありました交付後1年6カ月以内、政令で定める日までに岩出市として適切に対処する、これは法律を守るといふことの理解でいいかということ、それはそのとおりに理解していただいたらと思います。

なお、今現在、市役所の庁舎内にある喫煙場所、これについても法律が施行されれば屋内の喫煙場所は撤去が必要となりますので、撤去することになります。

それから、職員が勤務時間中にたばこを吸っているのではないかということ、それについてはどう対応するのかというご質問であったかと思えます。勤務時間中の喫煙は慎むように、各所属を通じて、職員に周知徹底したいと思えます。

○尾和議員 あそこの場所をどうするのかということです。あのまま、あそこで喫煙さすのかということなんです。何も答えてない。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今の喫煙場所の外でのことですが、これについては、現時点では吸ってはいけないというふうにはなっておりません。新しく健康増進法の一部改正がされた後は、敷地内禁煙というのは当然適用されて、その場所での喫煙もできなくなります。一定の認められた施設内以外で喫煙することは禁止されることになります。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 学校の敷地内全面禁煙ということで、先ほどお答えいたしました。

生徒に聞いたら、先生、吸うてるでと、こういう話でございますが、今回の改正は、受動喫煙に関することであって、この法律の中では敷地内は禁煙するが、屋外スペースに喫煙場所を置くことができると、こうなってます。法律の主旨からいいますと、受動喫煙を防止する対策ということでございますので、教育委員会としましては、この受動喫煙対策は一層徹底していくということになるかと思えますが、先生がどこで吸っているのか、敷地内ではないと思ってございますが、屋外で吸っ

ているのか、どこで吸っているのか、それは我々把握はしてございません。

いずれしましても、受動喫煙対策を一層徹底してまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 できたらもっと積極的な、法があろうとなかろうと、積極的な前倒しで庁舎内も実施をしていただきたい、すべきであると、そのように考えております。

これについては答弁いただいたら結構ですけど、答弁なければそれでも結構ですので、この問題については終わりたいと思います。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、質問をさせていただきます。

この問題については、そんなに重要な問題でもないと思うんですが、ただ問題が問題だけに指摘をしておきたいなと思っております。

京奈和自動車道、これ根来インターから橋本向けに入りますと、京奈和自動車道ののり面の崩壊が何カ所かあるんですが、岩出市内の根来インター約100メートルぐらい開通して、紀北の交通の利便性は一段とよくなったことは誰もが疑っておりません。ただ、対面交通であって、一度事故でも起きればストップをしますし、危険性もあると考えられております。

中央分離帯部分の改善も待たれますが、今回は根来インターに進入し、橋本方面に向かって約100メートルぐらいの箇所ののり面が、過去からずっと崩れたままで、ブルーシートでカバーされております。この一帯は、過去にものり面の崩壊、採石場の盛り土の関係で、集中豪雨が起きた場合に、上には太陽光発電がありますが、設置をされておりますが、今後、集中豪雨であの一帯に雨が降りますと、京奈和道を含めて、広域自動車道への被害が発生するのではないかということで危惧をしております。

そこで、岩出市の考えをお聞きしたいんですが、まず第1点に、このままの状態ですておくのか。それから、2番目に安全は確保されているのか。今後、抜本的な対策をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の6番目、京奈和道路根来インターのり面崩壊対策

について、通告に従い、お答えいたします。

議員ご質問ののり面崩壊箇所は、平成29年10月の台風21号の豪雨により被災し、のり面がずれたことから、現在、ブルーシートで保護しております。

なお、平成30年10月から復旧工事に着手し、平成31年2月末の工期と道路管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

(な し)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。